

# 休止・廃止・再開届(管理医療機器販売業・貸与業)

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第2項（法第10条第1項準用）及び同法施行規則第177条（規則第18条準用）に基づく管理医療機器等販売業又は貸与業を廃止し、休止し、若しくは休止した管理医療機器等販売業又は貸与業を再開した場合に行う届出書です
提出書類	<p>1 休止・廃止・再開届書          （「届出済証」を発行しているものの廃止にあっては、「届出済証」）</p> <p style="text-align: right;">正1部提出。</p>
受付期間	隨時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376
手数料	不 要
注意事項	<p>届出書について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止、廃止、再開については該当項目をマルして下さい。</li> <li>・ 「許可番号及び許可年月日」の欄は、その管理医療機器販売業（貸与業）の届出を行った年月日を記載して下さい。また過去、「証明願」によりその届出を行ったこと等の県又は市の証明番号を取得している者にあっては、その証明番号も併せて記載して下さい。</li> <li>・ 休止にあっては、備考欄に休止の理由及び休止予定期間を記入して下さい。</li> <li>・ 廃止にあっては、備考欄にその理由を記入してください。</li> </ul>